

○環境省令第四号

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）及び土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第二百八十三号）の施行に伴い、並びに土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二條、第二十三條、第二十七條及び第二十八條の規定に基づき、並びに同法を実施するため、汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月二十八日

環境大臣 原田 義昭

汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令

汚染土壤処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ

を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>(汚染土壌処理施設の種類)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一 浄化等処理施設 汚染土壌 (法第十六条第一項に規定する汚染土壌をいう。以下同じ。) について浄化 (汚染土壌に含まれる特定有害物質 (法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。) を抽出し、又は分解する方法により除去し、除去した後の土壌の当該特定有害物質による汚染状態を土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項及び第二項の基準に適合させることをいう。<del>第五条第二十二号イ</del>において同じ。)、 溶融 (汚染土壌を加熱することにより当該汚染土壌が変化して生成した物質に当該特定有害物質を封じ込め、規則第三十一条第一項及び第二項の基準に適合させることをいう。<del>第五条第二十二号イ</del>において同じ。)) 又は不溶化 (薬剤の注入その他の方法により当該特定有害物質が溶出しないように当該汚染土壌の性状を変更させることをいう。<del>同条第八号ロ</del>において同じ。)) を行う</p>	<p>(汚染土壌処理施設の種類)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一 浄化等処理施設 汚染土壌 (法第十六条第一項に規定する汚染土壌をいう。以下同じ。) について浄化 (汚染土壌に含まれる特定有害物質 (法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。) を抽出し、又は分解する方法により除去し、除去した後の土壌の当該特定有害物質による汚染状態を土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項及び第二項の基準に適合させることをいう。<del>第五条第十七号イ</del>において同じ。)、 溶融 (汚染土壌を加熱することにより当該汚染土壌が変化して生成した物質に当該特定有害物質を封じ込め、規則第三十一条第一項及び第二項の基準に適合させることをいう。<del>第五条第十七号イ</del>において同じ。)) 又は不溶化 (薬剤の注入その他の方法により当該特定有害物質が溶出しないように当該汚染土壌の性状を変更させることをいう。<del>同条第四号ロ</del>において同じ。)) を行うため</p>

ための施設（次号に掲げる施設を除く。）

二 (略)

三 埋立処理施設 汚染土壌の埋立てを行うための施設（第五号に掲げるものを除く。）

四 分別等処理施設 汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物の分別（次条第二項第二十九号において「異物除去」という。）をし、又は汚染土壌の含水率の調整をするための施設

五 自然由来等土壌利用施設 自然由来等土壌（法第十八条第二項に規定する自然由来等土壌をいう。以下同じ。）を利用する施設であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 自然由来等土壌を土木構造物の盛土の材料その他の材料（次条第二項第二十九号において「盛土材等」という。）として利用する施設（当該自然由来等土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散、流出及び地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するために必要な措置が講じられた施設であつて、他の法令により維持管理を適切に行うことが定められているものに限る。）として都道府県知事（土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号。以下

「令」という。）第十条に規定する市にあつては、市長。以下同じ。）が認めたもの（ロに掲げるものを除く。以下「自然由来等土壌構造物利用施設」という。）

ロ 自然由来等土壌の公有水面埋立法（大正十年法律第五十七

の施設（次号に掲げる施設を除く。）

二 (略)

三 埋立処理施設 汚染土壌の埋立てを行うための施設

四 分別等処理施設 汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別し、又は汚染土壌の含水率を調整するための施設

（新規）

号)による公有水面の埋立て(海面の埋立てに限る。次条第二項第二十九号において同じ。)を行うための施設(以下「自然由来等土壌海面埋立施設」という。)

(汚染土壌処理業の許可の申請等)

第二条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 汚染土壌処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書

四 埋立処理施設又は自然由来等土壌利用施設にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

五 自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、当該施設を廃止した後の土地の利用方法を明らかにする書類

六〜八 (略)

九 埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあつては、当該免許又は承認を受けたことを証する書類の写し

(汚染土壌処理業の許可の申請)

第二条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 汚染土壌処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに埋立処理施設にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

(新規)

(新規)

四〜六 (略)

七 埋立処理施設のうち公有水面埋立法(天正十年法律第五十七号)第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあつては、当該免許又は承認を受けたことを証する書類の写し

十 自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌海面埋立施設  
にあつては、公有水面埋立法第二条第一項の免許又は同法第四  
十二条第二項の承認を受けたことを証する書類の写し

十一 (略)

十二 汚染土壌の処理の事業の開始及び継続に要する資金の総額  
並びにその資金の調達方法を記載した書類

十三～十九 (略)

二十 申請者に令第六条に規定する使用人がある場合には、その  
者の住民票の写し

二十一 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は  
分別等処理施設にあつては、汚染土壌の処理に伴つて生じた汚  
水（以下「汚水」という。）の処理の方法並びに汚染土壌処理  
施設に係る事業場から排出される水（以下「排水」という。  
）及び排水に係る用水の系統を説明する書類

二十二 自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利  
用施設にあつては、排水及び排水に係る用水の系統を説明  
する書類

二十三 (略)

二十四 汚染土壌処理施設の周縁の地下水（埋立処理施設のうち  
公有水面埋立法第二条第一項の免許若しくは同法第四十二条第  
一項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設又は自然由来

(新規)

八 (略)

九 汚染土壌の処理の事業の開始及び継続に要する資金の総額及  
びその資金の調達方法を記載した書類

十～十六 (略)

十七 申請者に土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三  
十六号。以下「令」という。）第六条に規定する使用人がある  
場合には、その者の住民票の写し

十八 汚染土壌の処理に伴つて生じた汚水（以下「汚水」という  
。）の処理の方法並びに汚染土壌処理施設に係る事業場から排  
出される水（以下「排水」という。）及び排水に係る用水  
の系統を説明する書類

(新規)

十九 (略)

二十 汚染土壌処理施設の周縁の地下水（埋立処理施設のうち公  
有水面埋立法第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の  
承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあつては、周辺の

等土壤利用施設のうち自然由来等土壤海面埋立施設にあつては、周辺の水域の水又は周縁の地下水。以下同じ。）の水質の測定方法を記載した書類

二十五 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壤処理施設に係る事業場からの飛散、揮散及び流出（以下「飛散等」という。）を防止する方法を記載した書類

二十六 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあつては、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の地下への浸透を防止する方法を記載した書類

二十七 自然由来等土壤利用施設のうち自然由来等土壤構造物利用施設にあつては、自然由来等土壤に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止する方法を記載した書類

二十八 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、汚染土壤の処理に伴つて生じ、排出口（これらの施設において生ずる第四条第一号ア(1)から(6)までに掲げる物質、令第一条第十三号に掲げる物質及びダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。第四条第二号ロ(2)(イ)及び第五条第十一号ロにおいて同じ。）（以下「大気有害物質」という。）を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部

水域の水又は周縁の地下水。以下同じ。）の水質の測定方法を記載した書類

二十一 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壤処理施設に係る事業場からの飛散、揮散及び流出（以下「飛散等」という。）並びに地下への浸透を防止する方法を記載した書類

（新規）

（新規）

二十二 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、汚染土壤の処理に伴つて生じ、排出口（これらの施設において生ずる第四条第一号イ(1)から(6)までに掲げる物質、令第一条第十三号に掲げる物質及びダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。第四条第二号ロ(2)(イ)及び第五条第十六号ロにおいて同じ。）（以下「大気有害物質」という。）を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部

部をいう。以下同じ。) から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類

二十九 自然由来等土地利用施設にあつては、自然由来等土壤から異物除去、自然由来等土壤の含水率の調整又は土木構造物の盛土材等若しくは公有水面の埋立てに用いられる土砂として品質を確保するために行う自然由来等土壤と当該自然由来等土壤以外の土壤(土壤の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について規則第三十一条第一項及び第二項の基準に適合するもの又は自然由来等土壤に限る。)との混合(以下「土質改良」という。)を行う場合にあつては、土質改良の方法を記載した書類及び当該土質改良による土壤の汚染状態を明らかにした調査の結果を記載した書類

三十・三十一 (略)

3 法第二十二条第四項の許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がないときは、同項第一号から第十一号まで及び第二十一号から第二十九号までに掲げる書類並びに図面の添付を省略することができる。

4 法第二十七条の五の協議をしようとする国等(法第二十七条の五に規定する国等をいう。以下同じ。)は、協議書に第二項第一号から第十一号まで及び第二十一号から第二十九号までに掲げる書類並びに図面、第三十号に掲げる廃止措置に要する費用の見積

をいう。以下同じ。) から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類

(新規)

二十三・二十四 (略)

3 法第二十二条第四項の許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がないときは、同項第一号から第八号まで及び第十八号から第二十二号までに掲げる書類又は図面の添付を省略することができる。

(新規)

額を記載した書類並びに第三十一号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 5 前項の協議の更新をする法第二十七条の五の協議が成立した国等は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がないときは、第二項第一号から第十一号まで及び第二十一号から第二十九号までに掲げる書類並びに図面の添付を省略することができる。

### 第三条 (略)

#### 一 (略)

二 他に法第二十二条第一項の許可を受けている場合にあつては、当該許可をした都道府県知事及び当該許可に係る許可番号（同項の許可を申請している場合にあつては、申請先の都道府県知事及び申請年月日）

#### 三・四 (略)

五 自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、土木構造物の種類

#### 六～十 (略)

- 2 法第二十七条の五の協議をしようとする国等は、法第二十二条第二項第一号から第四号までに掲げる事項並びに前項第一号から第六号まで及び第十号に掲げる事項を記載した協議書を提出しなければならない。

(新規)

### 第三条 (略)

#### 一 (略)

二 他に法第二十二条第一項の許可を受けている場合にあつては、当該許可をした都道府県知事（令第九条に規定する市にあつては、市長。以下同じ。）及び当該許可に係る許可番号（同項の許可を申請している場合にあつては、申請先の都道府県知事及び申請年月日）

#### 三・四 (略)

(新規)

#### 五～九 (略)

(新規)

(汚染土壌処理業の許可の基準)

第四条 (略)

一 (略)

イ〜ハ (略)

ニ 汚水、汚染土壌の処理に伴って生じた気体又は汚染土壌処理施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 汚染土壌処理施設に係る事業場からの特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

ヘ 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあつては、汚染土壌処理施設に係る事業場からの特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の地下への浸透を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

ト 自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、汚染土壌処理施設に係る事業場からの自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するための措置として環境大臣が定めるものが講じられていること。

(汚染土壌処理業の許可の基準)

第四条 (略)

一 (略)

イ〜ハ (略)

ニ 汚水、汚染土壌の処理に伴って生じた気体、汚染土壌処理施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 汚染土壌処理施設に係る事業場からの特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

(新規)

(新規)

ナ 著しい騒音又は振動を発生し、周囲の生活環境を損なわな  
いものであること。

ニ 浄化等処理施設、セメント製造施設、理立処理施設、分別  
等処理施設又は自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土  
壌構造物利用施設にあつては、排水水を公共用水域に排出す  
る場合には、次に掲げる設備が設けられていること。

(1) 排水口における排水の水質を次に掲げる基準（次条第  
十八号イにおいて「排水基準」という。）に適合させる  
ために必要な処理設備

(イ)・(ロ) (略)

(2) (1)(イ)及び(ロ)に掲げる方法により排水の水質を測定  
するための設備

ノ 排水水を排除して下水道を使用する場合には、次に掲げる  
設備が設けられていること。

(1) 排水口における排水の水質を下水道法施行令（昭和三十  
四年政令第四百四十七号）第九条の四第一項各号に掲げる  
物質についてそれぞれ当該各号に定める基準（下水道法第  
十二条の二第三項の規定により同令第九条の五第一項各号  
に掲げる項目に関して水質の基準が定められた場合におい  
ては、当該水質の基準を含む。次条第十九号イにおいて「  
排除基準」という。）に適合させるために必要な処理設備

(2) 下水道法施行令第九条の四第二項の国土交通省令・環境

ヘ 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわな  
いものであること。

ト 排水水を公共用水域に排出する場合には、次に掲げる設備  
が設けられていること。

(1) 排水口における排水の水質を次に掲げる基準（次条第  
十三号イにおいて「排水基準」という。）に適合させる  
ために必要な処理設備

(イ)・(ロ) (略)

(2) ト(1)(イ)及び(ロ)に掲げる方法により排水の水質を測  
定するための設備

チ 排水水を排除して下水道を使用する場合には、次に掲げる  
設備が設けられていること。

(1) 排水口における排水の水質を下水道法施行令（昭和三十  
四年政令第四百四十七号）第九条の四第一項各号に掲げる  
物質についてそれぞれ当該各号に定める基準（下水道法第  
十二条の二第三項の規定により同令第九条の五第一項各号  
に掲げる項目に関して水質の基準が定められた場合におい  
ては、当該水質の基準を含む。次条第十四号イにおいて「  
排除基準」という。）に適合させるために必要な処理設備

(2) 下水道法施行令第九条の四第二項の国土交通省令・環境

省令で定める方法（次条第十九号ロにおいて「下水道測定方法」という。）により排出水の水質を測定するための設備

ル 汚染土壌処理施設の周縁の地下水の汚染状態を測定するための設備が設けられていること。ただし、埋立処理施設及び自然由来等土壌利用施設以外の汚染土壌処理施設において汚水が地下に浸透することを防止するための措置として環境大臣が定めるもの（次条第二十号において「地下浸透防止措置」という。）が講じられているときは、この限りでない。

リ (略)

ロ 自然由来等土壌利用施設にあつては、土質改良を行う場合に土質改良の方法が次条第九号に定める基準に適合すること。

二 (略)

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

(2) (略)

(イ) (略)

(i) 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第

二次試験のうち衛生工学部門に合格した者（選択科目

省令で定める方法（次条第十四号ロにおいて「下水道測定方法」という。）により排出水の水質を測定するための設備

リ 汚染土壌処理施設の周縁の地下水の汚染状態を測定するための設備が設けられていること。ただし、埋立処理施設以外の汚染土壌処理施設において汚水が地下に浸透することを防止するための措置として環境大臣が定めるもの（次条第十五号において「地下浸透防止措置」という。）が講じられているときは、この限りでない。

又 (略)

(新規)

二 (略)

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

(2) (略)

(イ) (略)

(i) 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第

二次試験のうち衛生工学部門に合格した者（選択科目

として建築物衛生管理（平成三十一年三月三十一日以前に合格した者にあつては大気管理）を選択した者に限る。）

(ii) (iv) (略)

(p) (h) (略)

ハ・ニ (略)

(汚染土壌の処理に関する基準)

#### 第五条 (略)

- 一 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
- 二 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあつては、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するために必要な措置を講ずること。
- 四 著しい騒音又は振動の発生により周囲の生活環境を損なわな

として大気管理を選択した者に限る。）

(ii) (iv) (略)

(p) (h) (略)

ハ・ニ (略)

(汚染土壌の処理に関する基準)

#### 第五条 (略)

- 一 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。  
(新規)
- 二 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわな  
(新規)

いように必要な措置を講ずること。

五 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、又は悪臭が発散した場合には、直ちに汚染土壌処理施設の運転を停止し、当該汚染土壌の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。

六 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあつては、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体が地下へ浸透した場合には、直ちに汚染土壌処理施設の運転を停止し、当該汚染土壌の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。

七 自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染が生じた場合には、直ちに汚染土壌処理施設の運転を停止し、当該汚染土壌の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。

八 汚染土壌処理施設への汚染土壌の受入れは、次によること。

イ 当該汚染土壌処理施設の処理能力を超える汚染土壌又は申請書に記載した当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌に含まれる特定有害物質による汚染状態に照らして、処理することができない汚染土壌を受け入れてはならないこと。ただし、当該受け入れる汚染土壌がその特定有害物質による汚染状態に照らして、申請書に記載した再処理汚染土壌処

いように必要な措置を講ずること。

三 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散した場合には、直ちに汚染土壌処理施設の運転を停止し、当該汚染土壌の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。

(新規)

(新規)

四 汚染土壌処理施設への汚染土壌の受入れは、次によること。

イ 当該汚染土壌処理施設の処理能力を超える汚染土壌又は申請書に記載した当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態に照らして、処理することができない汚染土壌を受け入れてはならないこと。ただし、当該受け入れる汚染土壌がその特定有害物質による汚染状態に照らして、申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設（

理施設（再処理汚染土壌処理施設が、当該汚染土壌を申請書に記載した当該再処理汚染土壌処理施設以外の再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出する場合にあつては、当該再処理汚染土壌処理施設以外の再処理汚染土壌処理施設を含む。）において処理することができる場合には、この限りでない。

ロ 浄化等処理施設のうち不溶化を行うためのものにあつては、第二種特定有害物質（規則第六条第一項第二号に規定する第二種特定有害物質をいう。同号ニ(1)において同じ。）以外の規則第三十一条第一項の基準に適合しない特定有害物質を含む汚染土壌を受け入れてはならないこと。

ハ 埋立処理施設にあつては、第二溶出量基準（規則第九条第一項第二号に規定する第二溶出量基準をいう。第十三号において同じ。）に適合しない汚染土壌（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十条第二項第四号に規定する場所で汚染土壌の埋立てを行うための埋立処理施設にあつては、汚染土壌を水底土砂とみなして海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第六号）第四条の環境大臣が定める方法により測定した結果、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（

再処理汚染土壌処理施設が、当該汚染土壌を申請書に記載した当該再処理汚染土壌処理施設以外の再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出する場合にあつては、当該再処理汚染土壌処理施設以外の再処理汚染土壌処理施設を含む。）において処理することができる場合には、この限りでない。

ロ 浄化等処理施設のうち不溶化を行うためのものにあつては、第二種特定有害物質（規則第六条第一項第二号に規定する第二種特定有害物質をいう。）以外の規則第三十一条第一項の基準に適合しない特定有害物質を含む汚染土壌を受け入れてはならないこと。

ハ 埋立処理施設にあつては、第二溶出量基準（規則第九条第一項第二号に規定する第二溶出量基準をいう。第八号において同じ。）に適合しない汚染土壌（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十条第二項第四号に規定する場所で汚染土壌の埋立てを行うための埋立処理施設にあつては、汚染土壌を水底土砂とみなして海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第六号）第四条の環境大臣が定める方法により測定した結果、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭

昭和四十六年政令第二百一号) 第五条第二項第四号及び第五号の環境省令で定める基準(特定有害物質に係るものに限る。)に適合しない場合における当該汚染土壌)を受け入れてはならないこと。

二 自然由来等土壌利用施設にあつては、次の(1)又は(2)に掲げる汚染土壌処理施設の種類の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める自然由来等土壌(自然由来等土壌利用施設に利用された自然由来等土壌を含む。)及び土質改良により得られた土壌以外の汚染土壌を受け入れてはならないこと。

(1) 自然由来等土壌構造物利用施設 自然由来等土壌(第二種特定有害物質(令第一条第五号及び第十三号に掲げる特定有害物質の種類を除く。)以外の規則第三十一条第一項の基準に適合しない特定有害物質を含む自然由来等土壌及び同条第二項の基準に適合しない第二種特定有害物質を含む自然由来等土壌を除く。)

(2) 自然由来等土壌海面埋立施設 自然由来等土壌(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第二項第四号に規定する場所で自然由来等土壌の埋立てを行うための自然由来等土壌海面埋立施設にあつては、自然由来等土壌を水底土砂とみなして海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省

和四十六年政令第二百一号) 第五条第二項第四号及び第五号の環境省令で定める基準(特定有害物質に係るものに限る。)に適合しない場合における当該汚染土壌)を受け入れてはならないこと。

(新規)

令第四条の環境大臣が定める方法により測定した結果、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第二項第四号及び第五号の環境省令で定める基準（特定有害物質に係るものに限る。）に適合しない自然由来等土壌を除く。）

九 自然由来等土壌利用施設にあつては、土質改良を行う場合に当該土質改良を行った土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量（規則第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した量をいう。この号において同じ。）及び土壌に含まれる特定有害物質の量（規則第六条第四項第二号の環境大臣が定める方法により測定した量をいう。この号において同じ。）が、当該土質改良を行う前の自然由来等土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量及び土壌に含まれる特定有害物質の量を超えないこと。

十 十六 （略）

十七 ~~浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあつては、汚水を地下に浸透させてはならないこと。~~

十八 ~~浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設、分別等処理施設又は自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、排水水を公共用水域に排出する場合には、次によること。~~

（新規）

五 十一 （略）

十二 汚水を地下に浸透させてはならないこと。

十三 排水水を公共用水域に排出する場合には、次によること。

イ (略)

ロ 前条第一号リ(1)(イ)及び(ロ)に掲げる方法により排出水の水質を測定すること。

十九 (略)

イ・ロ (略)

二十 汚染土壌処理施設の周縁の地下水を三月に一回以上採取し、当該周縁の地下水の水質を規則第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。ただし、測定した地下水の水質が地下水基準（規則第七条第一項に規定する地下水基準をいう。以下同じ。）に一年間継続して適合している旨の都道府県知事の確認を受けたときは一年に一回以上測定すれば足り、埋立処理施設及び自然由来等土壌利用施設以外の汚染土壌処理施設であつて地下浸透防止措置が講じられているものにあつては測定することを要しないこと。

二十一 (略)

イ 前条第一号ヲ(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量について、排出口において、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、当該(1)から(6)までに掲げる許容限度を超えて排出してはならないこと。

ロ 排出口における前条第一号ヲ(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量を三月に一回以上（一年間継続してイの規定に

イ (略)

ロ 前条第一号ト(1)(イ)及び(ロ)に掲げる方法により排出水の水質を測定すること。

十四 (略)

イ・ロ (略)

十五 汚染土壌処理施設の周縁の地下水を三月に一回以上採取し、当該周縁の地下水の水質を規則第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。ただし、測定した地下水の水質が地下水基準（規則第七条第一項に規定する地下水基準をいう。以下同じ。）に一年間継続して適合している旨の都道府県知事の確認を受けたときは一年に一回以上測定すれば足り、埋立処理施設以外の汚染土壌処理施設であつて地下浸透防止措置が講じられているものにあつては測定することを要しないこと。

十六 (略)

イ 前条第一号又(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量について、排出口において、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、当該(1)から(6)までに掲げる許容限度を超えて排出してはならないこと。

ロ 排出口における前条第一号又(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量を三月に一回以上（一年間継続してイの規定に

従つて大気有害物質を排出している旨の都道府県知事の確認を受けたときは、一年に一回以上)、令第一条第十三号に掲げる大気有害物質及びダイオキシン類(汚染土壌の処理に伴つてダイオキシン類を生ずる可能性のある施設から排出されるものに限る。)の量を一年に一回以上、同号ヲの環境大臣が定める方法によりそれぞれ測定すること。

二十二 (略)

イ 浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌であつて、環境大臣が定める方法による調査の結果、特定有害物質による汚染状態が規則第三十一条第一項及び第二項の基準に適合しているもの(以下「浄化等済土壌」という。)を搬出する場合

ロ (略)

二十三・二十四 (略)

二十五 第二十二号ロの搬出をした汚染土壌処理業者は、当該搬出した汚染土壌を再処理汚染土壌処理業者に引き渡したとき(当該引渡しのための運搬を他人に委託した場合にあつては、前号の規定による管理票の写しの送付を受けたとき)は、当該汚染土壌を当該汚染土壌に係る要措置区域等(法第十六条第一項に規定する要措置区域等をいう。第七条第二号及び第十三条第一項第三号イにおいて同じ。)外へ搬出した者に対し、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、当該搬出した汚染土壌の当

従つて大気有害物質を排出している旨の都道府県知事の確認を受けたときは、一年に一回以上)、令第一条第十三号に掲げる大気有害物質及びダイオキシン類(汚染土壌の処理に伴つてダイオキシン類を生ずる可能性のある施設から排出されるものに限る。)の量を一年に一回以上、同号ヌの環境大臣が定める方法によりそれぞれ測定すること。

十七 (略)

イ 浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌であつて、規則第五十九条第三項に規定する方法による調査の結果、特定有害物質による汚染状態が規則第三十一条第一項及び第二項の基準に適合しているもの(以下「浄化等済土壌」という。)を搬出する場合

ロ (略)

十八・十九 (略)

二十 第十七号ロの搬出をした汚染土壌処理業者は、当該搬出した汚染土壌を再処理汚染土壌処理業者に引き渡したとき(当該引渡しのための運搬を他人に委託した場合にあつては、前号の規定による管理票の写しの送付を受けたとき)は、当該汚染土壌を当該汚染土壌に係る要措置区域等(法第十六条第一項に規定する要措置区域等をいう。第七条第二号及び第十三条第一項第三号イにおいて同じ。)外へ搬出した者に対し、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、当該搬出した汚染土壌の当該再

該再処理汚染土壌処理業者への引渡しがされた旨を通知しなければならないこと。

イ〜ハ (略)

二十六 汚染土壌処理施設の見やすい場所に、次に掲げる事項を表示しなければならないこと。

イ〜ニ (略)

ホ 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌に含まれる特定有害物質による汚染状態

ヘ 自然由来等土壌利用施設にあつては、自然由来等土壌を利用する旨

二十七・二十八 (略)

(記録する事項)

第七条 (略)

一・二 (略)

三 当該汚染土壌に含まれる特定有害物質による汚染状態

四〜六 (略)

七 排水水を公共用水域に排出した場合には、第五条第十八号ロの規定による測定に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

八 排水水を排除して下水道を使用した場合には、第五条第十九号ロの規定による測定に関する次に掲げる事項

処理汚染土壌処理業者への引渡しがされた旨を通知しなければならないこと。

イ〜ハ (略)

二十一 汚染土壌処理施設の見やすい場所に、次に掲げる事項を表示しなければならないこと。

イ〜ニ (略)

ホ 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

(新規)

二十二・二十三 (略)

(記録する事項)

第七条 (略)

一・二 (略)

三 当該汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

四〜六 (略)

七 排水水を公共用水域に排出した場合には、第五条第十三号ロの規定による測定に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

八 排水水を排除して下水道を使用した場合には、第五条第十四号ロの規定による測定に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

九 第五条第二十号の規定による測定に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

十 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、第五条第二十一号ロの規定による測定に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

十一 第五条第二十二号イに規定する場合には、次に掲げる事項

イ 第五条第二十二号イに規定する調査を実施した年月日

ロ〜ハ (略)

十二 第五条第二十二号ロに規定する場合には、次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

(汚染土壌処理業に係る変更の許可の申請等)

第八条 (略)

2 (略)

3 法第二十七条の五の協議の変更をしようとする国等は、第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項並びに法第二十七条の五の協議が成立した年月日を記載した協議書(次項において「変更協議書」という。)を提出して行うものとする。

4 変更協議書には、法第二十二條第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更が第二條第二項第一号から第十一号まで及び第二十

イ〜ニ (略)

九 第五条第十五号の規定による測定に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

十 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、第五条第十六号ロの規定による測定に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

十一 第五条第十七号イに規定する場合には、次に掲げる事項

イ 第五条第十七号イに規定する調査を実施した年月日

ロ〜ハ (略)

十二 第五条第十七号ロに規定する場合には、次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

(汚染土壌処理業に係る変更の許可の申請)

第八条 (略)

2 (略)

(新規)

(新規)

一号から第二十九号までに掲げる書類並びに図面、第三十号に掲げる廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類並びに第三十号に掲げる書類の変更を伴う場合にあつては、当該変更後の書類並びに図面をそれぞれ添付するものとする。

(届出を要する汚染土壌処理業に係る変更等)

第十条 (略)

一 第二条第二項第五号、第二十九号及び第三十号に掲げる書類に記載した事項

二 第三条第一項各号に規定する事項

2 令第七条において読み替えて適用する法第二十三条第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第二条第二項第五号及び第二十九号に掲げる書類に記載した事項並びに第三十号に掲げる廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類に記載した事項

二 第三条第一項各号に規定する事項

(汚染土壌処理業に係る軽微な変更等の届出等)

第十一条 (略)

2 前項の届出書には、第九条に規定する軽微な変更、法第二十一条第二項第一号に掲げる事項の変更又は前条第一項各号に掲げる事項の変更が第二条第二項各号に掲げる書類及び図面の変更を伴

(届出を要する汚染土壌処理業に係る変更)

第十条 (略)

一 第三条各号に規定する事項

二 第二条第二項第二十三号に掲げる書類に記載した事項

(新規)

(汚染土壌処理業に係る軽微な変更等の届出)

第十一条 (略)

2 前項の届出書には、第九条に規定する軽微な変更、法第二十一条第二項第一号に掲げる事項の変更又は前条各号に掲げる事項の変更が第二条第二項各号に掲げる書類及び図面の変更を伴う場合

う場合にあつては、当該変更後の書類及び図面をそれぞれ添付するものとする。

3 令第七条において読み替えて適用する法第二十三条第三項の通知は、第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項並びに法第二十七条の五の協議が成立した年月日を記載した通知書を提出して行うものとする。

4 前項の通知書には、第九条に規定する軽微な変更、法第二十一条第二項第一号に掲げる事項の変更又は前条第二項各号に掲げる事項の変更が第二条第二項第一号から第十一号まで及び第二十一号から第二十九号までに掲げる書類並びに図面、第三十号に掲げる廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類並びに第三十一号に掲げる書類の変更を伴う場合にあつては、当該変更後の書類並びに図面をそれぞれ添付するものとする。

(汚染土壌処理業の休止等の届出等)

第十二条 法第二十三条第四項の届出は、休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする日までに、次に掲げる事項を記載した様式第四による届出書を提出して行うものとする。

一〜九 (略)

2 令第七条において読み替えて適用する法第二十三条第四項の通知は、休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする日までに、前項第一号から第四号まで、第六号から第九号までに掲げる事

にあつては、当該変更後の書類及び図面をそれぞれ添付するものとする。

(新規)

(新規)

(汚染土壌処理業の休止等の届出)

第十二条 法第二十三条第四項の届出は、休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする日までに、次に掲げる事項を記載した様式第四による届出書を提出して行うものとする。

一〜九 (略)

(新規)

項及び法第二十七条の五の協議が成立した年月日を記載した通知書を提出して行うものとする。

(許可の取消し等の場合の措置義務)

### 第十三条 (略)

一 汚染土壌処理施設内に汚染土壌が残存する場合には、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。この場合において、当該汚染土壌の運搬を他人に委託するときは、法第二十条第一項の規定の例により、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に、当該汚染土壌の運搬を受託した者に対し第五条第二十三号の管理票を交付しなければならないこと。

二 汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地であつた土地の土壌に含まれる特定有害物質による汚染の状況について、公正に、かつ、法第三条第一項の環境省令で定める方法により調査を行うこと。ただし、自然由来等土壌利用施設に利用した自然由来等土壌に含まれる特定有害物質による汚染状態は当該自然由来等土壌に係る形質変更時要届出区域の指定に係る特定有害物質による汚染状態と同様の汚染状態とみなすこと。

三 (略)

イ (略)

ロ 当該周縁の地下水の水質が地下水基準に適合しており、かつ、前号の調査の結果当該土地の土壌に含まれる特定有害物

(許可の取消し等の場合の措置義務)

### 第十三条 (略)

一 汚染土壌処理施設内に汚染土壌が残存する場合には、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。この場合において、当該汚染土壌の運搬を他人に委託するときは、法第二十条第一項の規定の例により、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に、当該汚染土壌の運搬を受託した者に対し第五条第十八号の管理票を交付しなければならないこと。

二 汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地であつた土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、公正に、かつ、法第三条第一項の環境省令で定める方法により調査を行うこと。

三 (略)

イ (略)

ロ 当該周縁の地下水の水質が地下水基準に適合しており、かつ、前号の調査の結果当該土地の土壌の特定有害物質による

質による汚染状態が規則第三十一条第一項の基準に適合している場合

ハ (略)

四 (略)

五 自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、自然由来等土壌の飛散及び流出を防止するための措置として自然由来等土壌を利用した場所の表面を土砂で五十センチメートル以上覆うこと又はこれと同等以上の効果を有する方法により当該場所の表面を覆うとともに、当該自然由来等土壌構造物利用施設であつた施設の内部に雨水その他の水が滞留するおそれがある場合にあつては、当該場所の表面を遮水シートで覆うことその他の措置により、当該自然由来等土壌構造物利用施設であつた施設の内部に雨水その他の水を滞留させないこと。

六 自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌海面理立施設にあつては、自然由来等土壌の飛散及び流出を防止するための措置として自然由来等土壌を利用した場所の表面を土砂で五十センチメートル以上覆うこと又はこれと同等以上の効果を有する方法により当該場所の表面を覆うこと。

2 第五条第二十四号の規定は、第一項第一号の場合について準用する。この場合において、第五条第二十四号中「再処理汚染土壌処理施設において処理を行う汚染土壌処理業者（次号において「

汚染状態が規則第三十一条第一項の基準に適合している場合

ハ (略)

四 (略)

(新規)

(新規)

2 第五条第十九号の規定は、第一項第一号の場合について準用する。この場合において、第五条第十九号中「再処理汚染土壌処理施設において処理を行う汚染土壌処理業者（次号において「再処

再処理汚染土壌処理業者」という。) 」とあるのは「第十三条第一項第一号の処理を委託された汚染土壌処理業者」と、「前号」とあるのは「同号」と、「当該汚染土壌を引き渡した汚染土壌処理業者」とあるのは「当該処理を委託した法第二十七条第一項の汚染土壌処理業者」と読み替えるものとする。

3 (略)

一～四 (略)

五 第一項第五号の措置 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により許可を取り消された日から三十日

六 第一項第六号の措置 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により許可を取り消された日から三十日

4 (略)

(汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受の承認の申請)

第十四条 (略)

2 (略)

一～五 (略)

六 埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許若しくは同法第四十二条第一項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設又は自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌海面埋立施設にあつては、同法第十六条第一項の許可又は当該免許若しくは承認を受けたことを証する書類の写し

理汚染土壌処理業者」という。) 」とあるのは「第十三条第一項第一号の処理を委託された汚染土壌処理業者」と、「前号」とあるのは「同号」と、「当該汚染土壌を引き渡した汚染土壌処理業者」とあるのは「当該処理を委託した法第二十七条第一項の汚染土壌処理業者」と読み替えるものとする。

3 (略)

一～四 (略)

(新規)

(新規)

4 (略)

(汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受の承認の申請)

第十四条 (略)

2 (略)

一～五 (略)

六 埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあつては、同法第十六条第一項の許可又は当該免許若しくは承認を受けたことを証する書類の写し

七 (略)

八 譲受人の汚染土壌処理業の開始及び継続に要する資金の総額並びにその資金の調達方法を記載した書類

九～十七 (略)

(汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割の承認の申請)

第十五条 (略)

2 (略)

一～四 (略)

五 (略)

イ・ロ (略)

ハ 埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設又は自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌海面埋立施設にあつては、当該埋立をする権利を承継したことを証する書類の写し

ニ (略)

ホ 汚染土壌処理業の開始及び継続に要する資金の総額並びにその資金の調達方法を記載した書類

ヘ～リ (略)

(汚染土壌処理業に係る相続の承認の申請)

第十六条 (略)

七 (略)

八 譲受人の汚染土壌処理業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

九～十七 (略)

(汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割の承認の申請)

第十五条 (略)

2 (略)

一～四 (略)

五 (略)

イ・ロ (略)

ハ 埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあつては、当該埋立をする権利を承継したことを証する書類の写し

ニ (略)

ホ 汚染土壌処理業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

ヘ～リ (略)

(汚染土壌処理業に係る相続の承認の申請)

第十六条 (略)

2 (略)

一～五 (略)

六 埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設又は自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌海面埋立施設にあつては、申請者が当該埋立の権利を承継したことを証する書類の写し

七 (略)

八 申請者の汚染土壌処理業の開始及び継続に要する資金の総額並びにその資金の調達方法を記載した書類

九～十四 (略)

(汚染土壌処理業の許可証の交付等)

第十七条 都道府県知事は、法第二十二條第一項の規定により許可をしたとき、法第二十三條第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたとき、又は法第二十七條の二から第二十七條の四までの規定により承認をしたときは、様式第九による許可証(次項から第四項までにおいて単に「許可証」という。)を交付するものとする。

2～4 (略)

様式第一(第二条第一項関係)

2 (略)

一～五 (略)

六 埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあつては、申請者が当該埋立の権利を承継したことを証する書類の写し

七 (略)

八 申請者の汚染土壌処理業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

九～十四 (略)

(汚染土壌処理業の許可証の交付等)

第十七条 都道府県知事は、法第二十二條第一項の規定により許可をしたとき、法第二十三條第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたとき、又は法第二十七條の二から第二十七條の四までの規定により承認をしたときは、様式第九による許可証(次項及び第三項において単に「許可証」という。)を交付するものとする。

2～4 (略)

様式第一(第二条第一項関係)

(第1面)

汚染土壌処理業許可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿  
(市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人  
印  
にあつては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第22条第1項の規定により、汚染土壌処理業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

申請者の事務所の所在地	
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	
汚染土壌処理施設の設置の場所	
汚染土壌処理施設の種類	
汚染土壌処理施設の構造	
汚染土壌処理施設の処理能力	
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は当該許可をした都道府県知事(政令で定める市にあつては市長)及び許可番号(申請中の場合は申請年月日)	都道府県知事(市長) 許可番号(申請年月日)
汚染土壌の処理の方法	
セメントの品質管理の方法(セメント製造施設に限る。)	
土木構造物の種類(自然由来等土壌構造物利用施設に限る。)	
保管設備の場所及び容量	
申請者	
(個人である場合)	
(ふりがな) 氏 名	生年月日 住 所
(法人である場合)	
(ふりがな) 名 称	住 所

(第1面)

汚染土壌処理業許可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿  
(市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人  
印  
にあつては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第22条第1項の規定により、汚染土壌処理業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

申請者の事務所の所在地	
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	
汚染土壌処理施設の設置の場所	
汚染土壌処理施設の種類	
汚染土壌処理施設の構造	
汚染土壌処理施設の処理能力	
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は当該許可をした都道府県知事(政令で定める市にあつては市長)及び許可番号(申請中の場合は申請年月日)	都道府県知事(市長) 許可番号(申請年月日)
汚染土壌の処理の方法	
セメントの品質管理の方法(セメント製造施設に限る。)	
保管設備の場所及び容量	
申請者	
(個人である場合)	
(ふりがな) 氏 名	生年月日 住 所
(法人である場合)	
(ふりがな) 名 称	住 所

(第2面)

法定代理人（申請者が法第22条第3項第2号ニに規定する未成年者である場合）				
(個人である場合)				
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所		
(法人である場合)				
(ふりがな) 名称	(ふりがな) 代表者の氏名	住所		
役員（法定代理人が法人である場合）				
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所		
法第22条第3項第2号ホに規定する役員 の氏名及び住所（申請が法人である場合）		氏名（ふりがな）	生年月日	住所
令第6条に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）				
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所		
再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地、再処理汚染土壌処理施設について汚染土壌処理業の許可をした都道府県知事及び許可番号、再処理汚染土壌処理施設の種類及び処理能力		名称	所在地	
		都道府県知事(市長)	許可番号	
		種類	処理能力	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

(第2面)

法定代理人（申請者が法第22条第3項第2号ニに規定する未成年者である場合）				
(個人である場合)				
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所		
(法人である場合)				
(ふりがな) 名称	(ふりがな) 代表者の氏名	住所		
役員（法定代理人が法人である場合）				
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所		
法第22条第3項第2号ホに規定する役員 の氏名及び住所（申請が法人である場合）		氏名（ふりがな）	生年月日	住所
令第6条に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）				
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所		
再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地、再処理汚染土壌処理施設について汚染土壌処理業の許可をした都道府県知事及び許可番号、再処理汚染土壌処理施設の種類及び処理能力		名称	所在地	
		都道府県知事(市長)	許可番号	
		種類	処理能力	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第三 (第十一号第一項関係)

汚染土壌処理業に係る変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿  
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあっては、その代表者の氏名 印

汚染土壌処理業に係る以下の事項について変更したので、土壌汚染対策法第23条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日	
	許可番号	
変更の内容	<input type="checkbox"/> 処理能力の減少（10%未満の減少に限る。） <input type="checkbox"/> 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 汚染土壌処理業に関する省令第2条第2項第5号、第29号及び第30号に掲げる書類に記載した事項 ( )	
	<input type="checkbox"/> 同令第3条各号に規定する事項 ( )	
	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更のための工事の着工年月日		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。  
 3 汚染土壌処理業に関する省令第3条第7号から第9号までに掲げる事項を変更する場合にあっては、氏名（ふりがな）、生年月日及び住所を記載すること。

様式第三 (第十一号第一項関係)

汚染土壌処理業に係る変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿  
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあっては、その代表者の氏名 印

汚染土壌処理業に係る以下の事項について変更したので、土壌汚染対策法第23条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日	
	許可番号	
変更の内容	<input type="checkbox"/> 処理能力の減少（10%未満の減少に限る。） <input type="checkbox"/> 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 汚染土壌処理業に関する省令第3条各号に規定する事項 ( ) <input type="checkbox"/> 同令第2条第2項第23号に掲げる書類に記載した事項 ( )	
	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更のための工事の着工年月日		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。  
 3 汚染土壌処理業に関する省令第3条第6号から第8号までに掲げる事項を変更する場合にあっては、氏名（ふりがな）、生年月日及び住所を記載すること。

様式第四（第十二条第二項関係）  
（様式略）

様式第四（第十二条関係）  
（様式略）

## 附 則

この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。